

国立大学法人電気通信大学教員系人事調整委員会規程

平成22年 3月19日

改正

平成23年 7月20日

平成28年 6月22日

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学学術院（以下「学術院」という。）又は学長から提出される人事採用年度計画及び具体的な人事案件について、電気通信大学人事活性化大綱及び人事計画策定指針に照らして検証し、必要な調整を図るため、国立大学法人電気通信大学役員会の下に、教員系人事調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育研究職員人事を担当する理事
- (3) 教育を担当する理事
- (4) 研究を担当する理事
- (5) 学術院長
- (6) 学術院副院長
- (7) 大学教育センター長
- (8) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第6号及び第7号に掲げる評議員
- (9) その他学長が指名する専任教授

2 前項に規定する者のほか、教育研究技師の人事案件の審議にあつては、必要と認められた者を加えることができる。

3 第1項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営及び議事)

第3条 学長は、委員長として委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として、前条に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第2条第1項第9号の構成員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。